

東海第二発電所 使用済燃料乾式貯蔵設備に係る審査資料の記載について

「実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則」においては、使用済燃料乾式貯蔵設備（以下「貯蔵設備」という。）の重大事故等対応に係る明確な要求事項はないが、審査資料において以下の内容を記載している。

表 貯蔵設備の審査資料 記載内容

	有効性評価 まとめ資料 (補足資料 78)	技術的能力基準 1.0.2 (アクセスルート) (添付 28)	大規模損壊対応**2.1 (添付 2.1.23)
評価 内容	・ 自然現象等による貯蔵設備と原子炉等*の同時被災による原子炉等の重大事故等対応への影響	・ 自然現象等による貯蔵設備と原子炉等の同時被災による原子炉等の重大事故等対応に必要なアクセス性への影響	・ 大規模な自然災害による貯蔵容器の影響評価と、貯蔵容器に対する対応
結論	・ 貯蔵設備の安全機能への影響はなく、原子炉等の重大事故等対応に影響を与えない	・ 貯蔵設備の安全機能への影響はなく、原子炉等の重大事故等対応に必要なアクセス性に影響を与えない	・ 大規模な自然災害による貯蔵設備被災時、原子炉及び使用済燃料プールの大規模損壊対応を優先し、状況に応じ貯蔵容器の除熱対策を実施

* : 原子炉及び使用済燃料プール

** : 技術的能力に係る審査基準「2.大規模な自然災害又は故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムへの対応」

以 上